

毎日の

# お米が足りませ

米米(こめこめ)プロジェクト 2025

～こどもたちに おなかいっぱい食べる しあわせを～



2016年から行っている「いのちまるごとプロジェクト事業」の中で、ひとり親家庭と生活困窮家庭に向けて**食料支援『てとて』**を行っています。食材は主に、企業や個人から当法人のフードバンクに寄付で集まったものを活用し、毎月1回約200家庭に配布&配送を続けています。

しかし、現在、継続するための活動資金が不足し、お米を購入することができません。**運営費・お米の寄付をお願いします！**



ご寄付いただいたお米は、スタッフとボランティアで丁寧に小分けし、食べ物が必要なご家庭にお渡しいたします。

また、お米以外にも下記のものを随時集めています。  
お家の中で眠っているものが、あの子のおなかを満たします。  
皆さまからの温かいご支援・ご協力よろしくお願ひいたします。



## ご寄付いただきたいもの

- お米(精米・玄米)**: 少量からでもお受けします。  
玄米なら古米でも大丈夫です。
- 現金寄付**: ハーモニーネット未来は「認定NPO法人」です。  
**確定申告**で**寄付金控除**が受けられます。

現金

銀行振込

郵便振替

クレジット

など、詳しくは裏面をご覧ください。

その他、各種商品券や全国共通おこめ券など  
お家に眠っている金券等があればご寄付ください。  
また、随時食料・日用品の寄付もお願いいたします。

● 岡山県内の食料支援を行っている市町



**主催  
問合せ先**

認定NPO法人ハーモニーネット未来

☎ 0865-63-4955(月~金曜日9時~17時・祝日除く)

■ 080-2900-6078(法人携帯)

Email : [kodomo1@kcv.ne.jp](mailto:kodomo1@kcv.ne.jp) <http://hamomira.or.jp/>

毎月の寄付をする

「子どものしあわせ」を継続して応援できる!

## てとて応援団(マンスリーサポーター)

クレジットカード決済にて、毎月 1,000 円～30,000 円の寄付が口座から引き落とされます。

例えば、1,000 円の寄付で  
幼児 2 人が約 5 日食べられる  
お米を購入できます。



こちらの QR コードから  
マンスリー寄付ページに  
移行できます!

今回のみ寄付をする



事務局までご持参いただけ、現金書留でご郵送ください。

【郵送先】〒714-0081 岡山県笠岡市笠岡 5909

認定 NPO 法人ハーモニーネット未来 電話 0865-63-4955



下記口座へお振込みください。

銀行名：笠岡信用組合 本店営業部

【口座番号】：(普) 4265225

【口座名義】：認定 NPO 法人ハーモニーネット未来  
理事 宇野均恵(うの まさえ)

### <手順>

1. 左記振込先へ ATM 等からお振り込み下さい。
2. お振込み後、お手数ですが電話かメールにて、以下の情報を当法人までお伝えください。  
〔お名前・郵便番号・ご住所、  
お電話番号、お振込日〕  
※寄附者管理に必要な情報となります  
ので、ご協力をお願いいたします。
3. 確認でき次第、事務局よりご連絡いたします。



ゆうちょ銀行(郵便局)にある  
青い郵便振替用紙(払込取扱票)に、  
下記の情報をご記入ください。

【口座番号】 01340-0-105365

【加入者名】 認定NPO法人ハーモニーネット未来

【通信欄】 「米米プロジェクト」とご記入ください。

【ご依頼人欄】 住所・名前・電話番号をご記入ください。



おひさま基金のちらしの下部に振替用紙があります。

ちらし配布場所：当法人・笠岡市大井児童館・笠岡市市民活動支援センター

※ちらしが手に入らない方は、ハーモニーネット未来(0865-63-4955)までご連絡ください。

ハーモニーネット未来は認定 NPO 法人です。寄付金は税制上の優遇措置が適用されます

個人

当法人に寄付した額が 2,000 円を超えた場合、確定申告を行うことで寄付金控除が受けられ、「所得控除」又は「税額控除」いずれか有利な方を選択することができます。(年末調整では申告できません)。

### ◆計算式

①所得控除 …(合計寄付金額 - 2,000 円)=寄付金控除額

②税額控除 …(合計寄付金額 - 2,000 円)×40% =寄付金控除額

企業

法人(企業など)が認定 NPO 法人に寄附をした場合、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内が損金に算入できます。

### ◆特別損金算入限度額の計算式

1. 資本がある法人(期末資本金の額 × 0.375% + 所得金額 × 6.25%) × 1/2
2. 資本がない法人 所得金額 × 6.25%

※所得金額=所得金額(当期純利益に税務調整した額)+寄附金の支出額

※控除を受けるには当法人の領収証が必要です。

※会費・不特定多数の方からの募金は控除の対象にはなりません。また、匿名・連名でご寄付をいただいた場合は発行できません。

※控除には一定の上限額があるため、詳しくはお住まいの自治体に問い合わせください。